

# 「交通死亡事故多発注意報」の発令について

(一社) 愛媛県交通安全協会

1 趣 旨	<p>11月12日から11月14日までの3日間に、県内で3件の交通死亡事故が発生したため、県警交通部長から「交通死亡事故多発注意報」(注参照)が発令されました。</p> <p>県民の皆様は、下記の注意事項に留意して交通事故の防止に努めて下さい。</p>			
2 発令日	平成29年11月14日(火)			
3 対策期間	平成29年11月14日(火)から11月21日(火)までの8日間			
4 発令区域	東予地区			
5 交通死亡事故の発生状況	○ 発生状況(平成29年11月12日~11月14日)			
	No.	発生日時・場所	道路・事故類型	備 考
	1	11/12(日)9時26分頃 今治市北高下町	・市道 ・自転車×軽四貨物	自転車 56歳 男性 死亡
	2	11/13(月)9時15分頃 今治市八町西	・市道 ・軽四乗用×自転車	自転車 73歳 女性 死亡
3	11/14(火)10時50分頃 四国中央市三島紙屋町	・国道 ・普通二輪×中型貨物	普通二輪 21歳 女性 死亡	
6 その他	○「交通死亡事故多発注意報」は、本年9回目。			

## ● 加害者とならないために

- ◇ See(よく見る)、Stop(止まる)、Slow(徐行する)の3Sの精神で、緊張感を持った運転を心がけましょう。
- ◇ いつもより5分早く出発し、5キロ減速した走行を実践し、心と時間にゆとりを持った運転を心掛けましょう。
- ◇ 横断歩道以外でも、横断しようとする歩行者や自転車がいらないか注意し、ゆずりあいの精神で、特に、高齢の方や子供さんに優しい運転を心がけましょう。

## ● 被害者とならないために

- ◇ 道路を横断するときは、遠回りでも横断歩道や自転車横断帯を渡りましょう。  
踏切も道路も横断を始める時には、まず止まり、右左をしっかりと確認してから横断し、横断途中、左から進行してくる車両の安全確認も確実にいきましょう。
- ◇ 自転車に乗るときは、ヘルメットを着用しましょう。

## (注)「交通死亡事故多発注意報」等とは？

県内において交通死亡事故が連続的かつ、集中的に発生した場合において、発生状況に応じて段階的に「①注意報」(発令者 県警交通部長)、「②警報」(発令者 県警本部長)又は「③緊急事態宣言」(発令者 交通安全県民総ぐるみ運動愛媛県本部長 愛媛県知事)が発令され、県民の交通安全意識を注意喚起し、早期に交通死亡事故多発傾向の抑止を図るものです。

### ① 交通死亡事故多発注意報

- 7日以内に3件以上の死亡事故が発生したとき、県警交通部長から発令されます。
- 指定地域で、指定日において、主として広報啓発活動を推進します。

### ② 交通死亡事故多発警報

- 9日以内に4件以上の死亡事故が発生したとき、県警本部長から発令されます。
- 指定地域で、指定日における広報啓発活動を推進します。警察では交通取締りが強化されます。

### ③ 交通死亡事故多発緊急事態宣言

- 10日以内に5件以上の死亡事故が発生したとき、交通安全県民総ぐるみ運動愛媛県本部長(愛媛県知事)から発令されます。
- 発令日から10日間、県内全域で関係機関団体と協働した抑止対策を推進します。

